

親鸞聖人は、法難で還俗させられ、流罪にあった。還俗させられたということは、仏弟子である「釋」の字を奪われたことに他ならない。しかし親鸞聖人は、国家、朝廷によって奪われた「釋」を再び取り戻し、自ら「釋」を名告った。つまり、国を超え、国家によることのない、僧俗を超えて「如来・聖人の弟子」という、新しい地平、新しい仏教者の誕生が、親鸞聖人である。浄土真宗の開頭である。

そして、我々もまた、その親鸞聖人を宗祖とし、如来・聖人の弟子となり、本願念仏に生きる者となることが願われているのである。

第38回宗議会において、門徒・寺院の授与物の諡号御影の名称変更の提案がなされた。この提案について、私たちの先輩である、境 昭英議員が質問し、財務長が答弁した。「私どもの教団では、ご開山である親鸞聖人を宗祖と仰いでいくという意味が一点、さらに親鸞聖人のもとに集まった御同朋の方々が親しく、親鸞聖人とお呼び申し上げたいという点において、見真大師よりも親鸞聖人の名称を使用すべき」と、答弁している。

またこのことは、1876（明治9）年に大師号が下賜されたのを受け、御影堂上棟式を前にした、1889年、「御影堂」の名称を「大師堂」と改称した。しかし、現宗憲発布を前に、（1980年頃）、「御影堂」に復称した。そして、現宗憲では「見真大師」や「大師堂」の名称使用がない。

このような、歴史を鑑みると、「大師堂」は、諡号額を掲げるための「大師堂」である。「大師堂」には諡号額は必要であろうが、「御影堂」に見真大師の諡号額は必要なのでしょうか。

宗憲に「真宗本廟は、宗祖聖人の真影を安置する御影堂」とあるが、その条文の願いに反しないのか。

また、現在、門徒・寺院には、「大師号」記載の御影の授与はない。礼拝対象としての御影には、「見真大師」はそぐわないが、御影堂の場所を表すのには、「見真」諡号額はそぐわしいのでしょうか。

諡号額が、御影堂に掲げられている意義、意味についてお示してください。

次に 「院号」についてお尋ねします。

『部落問題学習資料集』186頁に「差別法名の調査について」という資料がある。その中に（191頁）「院号法名の存在が、法名そのものの意味を失わせるほどの意味をもつものであり、真宗教団には断じて存在すべきものではない」と、「同和推進本部」、現解放推進本部で確認をされていることは、当局も当然認識されていると思う。

しかし、あらためてお尋ねしますが、当局は「院号法名の存在が、法名そのものの意味を失わせるほどの意味をもつものであり、真宗教団には断じて存在すべきものではない」との認識は、現在もありますか。また、相続講賞典「院号」のあり方に矛盾は生じないの

か。明快な見解をお聞かせください。

また、宗務審議会宗務検討特別委員会「答申」（同資料集 179 頁）に「院号法名、須弥壇収骨、僧位僧綱としての教師の称号の問題、儀式上の差別性の問題等差別性の観点から多くの重要な問題提起があった」とあるが、どのような差別性についての問題提起があったのか、教えてください。また、「僧位僧綱としての教師の称号の問題」、「儀式上の差別性の問題」等についても取り組みを進める意向はありますか。見解をお聞かせください。

次に 帰敬式実践運動についてお尋ねします。

「本派が行う全ての教化事業に通底する基本施策として」帰敬式実践運動を位置づけているが、今年度予算案を見る限り、本当に「全ての教化事業に通底する基本施策」として取り組む気があるのか疑わしい。単に帰敬式受式者が増えればよい、という運動ではないことは了解しているが、教区での受式見込みが、昨年度より千人、減少している。本山と教区との取り組みの連携はないのか。真宗教化センターでも課題になっていると思うが、「通底する基本施策」とは具体的にどのような方策を考えているのか、お示してください。

次に 真宗教化センターについてお尋ねします。

真宗教化センターは、「教区や組、別院、寺院の教化に資するため」「一ヶ寺一ヶ寺の活性化」とその設置の願いを謳うが、全国 8,800 ヶ寺の全てに直接、関わることは、至難なことではないでしょうか。そもそも「一ヶ寺の活性化」とは、どうなることなのか。現場に直接働きかけることも重要だが、見落としはならないのは、本山内の事業ではないでしょうか。特に、本廟部、大谷祖廟、出版事業そして研修部、奉仕団業務です。本山が、直接、門徒と関わる事業をどのように取り組むか、取り組んでいるかが、寺院の何よりの力になるのではないのでしょうか。

本山には、毎日、収骨、納骨をはじめ、奉仕団、多くの方々が参拝する。全国の各寺院が押し出して、上山された方も多し。その一人ひとりをお迎えするか。総長は「真宗本廟参拝者を丁寧にお迎えする態勢の充実」というが、「丁寧にお迎えする」とは、どのようなことなのでしょう。参拝者をぞんざいにしない、は言うまでもなく、「丁寧にお迎えする」とは、仏法を伝えることに丁寧、失礼がないよう、ということであろう。法話や儀式のあり方、専門の信仰相談員の配置、さまざまな教化アプローチなどの検討、また、参拝者と寺院を繋ぐパイプ役などのお考えはないのでしょうか。「真宗本廟の伝統と仏教の魅力を伝えていくことができるよう」との、総長のお言葉の具体案と共にお聞かせください。

真宗教化センターの現場は、足下（本山）にあるのではないのでしょうか。そこでの実践を発信していただきたい。

また、高倉会館の事業を解消して、「しんらん交流館」が引き継ぐことになっているが、従来の事業を「しんらん交流館」に集約するだけなら、本山内事業における、真宗教化センターの存在意義は、どこにあるのか。

高倉会館の老朽化が指摘されているが、施設が新しければ聴聞できるのか。さまざまな

場で仏法聴聞できること、「場の創造」が、真宗教化センター設置の願いではないか。高倉会館には、すでに場が創造されているではありませんか。

「合理化の名のもとに時代状況に流されるままであれば、場が閉じられていくことは必然であります。場を失うことは人を失うことと同義であります」と総長のご認識であるなら、高倉会館の、事業継続を強く望む。例えば、館長職を別に置き、運営することは考えられないのか。

次に 親鸞仏教センターについてお尋ねします。

センターの、移転、ビル購入を予定されているが、経費はどれ程なのか。使用に至るまでの改修・メンテナンス、年間のランニングコスト、土地貸借料、築25年を経ている建物の評価、耐用年数はどれくらい見込んでいるのか。

また、移転地を、なぜ、文京区、東京大学周辺にこだわるのか。首都圏開教、教化の拠点として、教団の総合的学事プランの中で、仏教センター構想は考えられないのか。

そして、総長は「親鸞思想を語りかける新しい視点とことばを見出そうとする研究・交流活動を展開」と、センターの機能を表現されるが、大谷大学や教学研究所、東京教区、各宗務機関、真宗教化センター等との事業交流、連携などは、どのように考えているのか。

また、発行物を見る限り、現代社会が抱える課題、宗派が取り組む非戦平和、原発、差別問題などに対して、仏教センターは関わりが薄いように受け取る。

仏教センターは、宗務機構の中でどのような位置づけなのか。仏教センター機能を検討する機関の設置などは考えていないのか。ご見解をお伺いしたい。

次に（最後に） 法規総覧の電子化についてお尋ねします

『法規総覧』が近い将来、電子化にすると聞く。電子化は、時代の要請であろう。しかし、これにともない、台本、追録のペーパーでの発行は終了すると聞いた。全く不親切な対応ではないか。全ての人が、ネット環境が整っているわけではなく、不慣れな人もいる。

『真宗聖典』を電子化して、本を出さないと同じに近い。法規は、誰でも一番見やすいペーパーを基本とするのが最良と思うが、ご見解を伺いたい。

以上。簡明、明快な御答弁をお願いします。